

高等小學修身書 一



K120.1

16.1c

1

副島種臣閥
東久世通禧著

高等小學修身書

東京國光社



高等小學修身書編纂要旨

一、本書は改正小學校令の旨趣に據り、高等小學校修身科の教科用書に充てんとて、編纂せるなり。

一、本書は教育に關する勅語の旨趣に基き、兒童の良心を啓發して、其の德性を涵養し、人道實踐の方法を授くるを以て要旨とする。

一、報本反始は忠孝の基く所にして、我が國道義の大本なり。故に、本書は、尊祖先崇敬の思念を養はしめ、此の固有の良風美俗を保たしめんことを旨とせり。

一、忠孝一致は、我が國體の精華なれば、本書は、ことに、此の眞義を理會せしめんことを期せり。

一、尊皇愛國の志操も、亦、我が國にては、其の淵源を一にせり。故に、本書は、此の義を明にし、兼て、兵役、納稅等、臣民一般の要務を示せり。

一、共同一體の精神を以て、事に、公益に從ふは、重要なことたり。故に、本書は、之を獎勵し、兼て、社會の公徳の重んずべきことを知らしめたり。

一、兄弟の友、夫婦の和、朋友の信は、人倫の綱常にして、恭儉の徳、博愛の情は、身を立て、人を濟ふべき道なれば、勅語の旨趣を奉戴して、これが要旨を明にせり。

一、總て、此等の要旨を示すに、本書は、祖宗の遺訓美蹟と、先人の嘉言善行とを以てし、これに則りて、我が國固有の風教を保たしめんことを期せり。

一、本書は、又、勅語の旨趣を遵奉して、上下、其の徳を一にし、古今、其の道を同うすべき所以を明にし、彼の他邦の民俗に倣ひ、或は、異説を奉する非を示し、各卷々末に、必、聖諭の釋義を附して、教學の淵源を知らしめたり。

一、本書は、全編を、四卷に分ち、毎學年、各、一卷を學ばしむ。但、各卷、

道德の全體を包括網羅したれば、二學年、或は、三學年の編成にも、亦、用ゐるを得べし。

一、文章は、最平易なるものより、漸次、高尚の程度に上らしめ、繪畫は、最優美にして、趣味多きを選べり。

一、本書は、課を設くるに、或は、訓言より、事實に入り、或は、事實より、訓言に入らしめ、これを結ぶには、概、古人先賢の格言歌詞等を以てせり。

一、本書は、各卷、各課をして、横の聯絡を保たしめ、首尾一貫せしめたれば、學習の際、不知不識、生徒は、觀念の統紀、秩序を保つ漸次、簡より、繁に入り、易より、難に進めたれば、生徒は、自然に、觀念を、増大鞏固ならしむるを得ん。

一、本書は、修身科兒童用書として、固有の目的と躰裁とを完備したるのみあらず、教授事項をして、本社の、新に出版せる高等小學國語讀本と、親密の關係を保たしめ、更に進みて、小學國史、小學地理、及、小學理科等と、互に聯絡せしめたれば、彼此相助けて、教授上、至大の功を奏するを得ん。

一、生徒の觀念に、統一なきは、教科の聯絡を缺けるに因る。而して、教科に、聯絡なきは、現時教育の通患なり。若夫、本書が、率先して、教育上の宿弊を教濟するを得ば、豈啻、編者の幸のみに止らんや。

明治三十三年十月

著者識

高等小學修身書卷之一

副嶋種臣閱

東久世通禧著

第一課 君の恵(二)

我が國、御代々々の 皇上帝は、 皇祖の御遺訓に則らせ給ひて、 あつく、 臣民をあはれませ給へり。

我等臣民の心安く世をわたるを得るは、皆天皇陛下の御惠なり。

第二課 君の惠（二）

仁徳天皇或時、高き處より、四方を見わたし給へるに、民のかまどの煙、いと稀なりければ、その貧しきを知ろしめして、みつぎをゆるさせ給ふこと、三年になりぬ。

かくて、大宮は、破れそこなはれて、雨もれど



も、いさゝかも、つくろはせ給はざりけり。
後、家ごとに、煙しげくたちのぼりて、いと賑
はしく見えければ、いたくよろこばせ給ひ
つゝも、なほ、三年の間、貢物をゆるし給ひて、
大御恵をしかせ給へり。

今上天皇陛下御製

小山田のさとのけぶりもとしくに
立ちそふ世こそ樂しかりけれ

第三課 忠君(二)

我等臣民は、祖先の代より、御代々々の 皇
上に仕へまつりて、限なき御恵を蒙れり。
されば、常には、身を修め、業をはげみ、もし、事
あらんには、身命をさゝげて、國を護り、ひた
すら、皇運の御榮をたすけ奉るべきなり。

第四課 忠君(一)

楠正成は、後醍醐天皇の勅をうけたまは

りて、しばく、賊兵を打破れり。後又、足利尊
氏をむきて、再、都にせめ上らんとしければ、
正成、之を湊川にふせがんとす。

この時、途、櫻井の驛に到り、子正行を諭しけ
るは、「父討死すとも、汝必忠義を忘れず。一族
を率ゐて、賊を滅ぼし、我が志をつぎて、叡慮
を安め奉れ」とて、故郷河内に歸らしめ、進み
て、湊川に戦ひしが、力敵せずして、討死せり。



天皇、聞しめして、いたく哀悼せさせたまひ、
詔して、正三位左近衛中將を贈らせ給へり。

元正天皇大御言

忠を以て、君に事ふるは、臣子の恒道なり。

(續日本紀)

第五課 親の恩

父母は、我を生み、我をそだて、又、我が安全に
成長して、身をたて、家を興さんことを、ねが

ひ給へり。

およそ、親は、暑さ寒さにつけても、我が子の
上に、心をくばり、萬の事に、思をくだきて、苦
勞をもいとひたまはず。其の恩、實に限なし。

第六課 孝行(二)

父母に事へては、愛敬をむねとして、あつく、
孝養をつくすべし。

我が身は、もと、父母の身なれば、かりそめに

も、汚しはづかしむることなかれ。

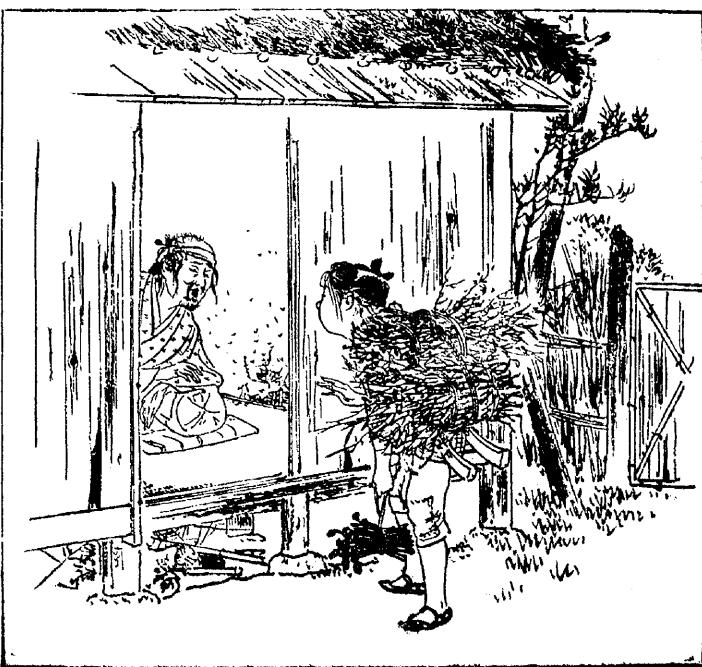
常に、行をつゝしみ、業を勵み、世に立ちて、父母の名をかいやかさんことを、心がくべし。

第七課 孝行（三）

陸奥國、柴田郡、足立村に、長吉といへる孝子ありき。年九歳の時、父、ながく、病みて、家漸貧しくなれり。

長吉、いたく、かなしみて、介抱のいとまには、

たき、をひろ
ひ、又、わらびを
採り、町に出で
ては、之を賣り
て、家計をたす
けつゝ、二年が
間、只管、孝養を
つくしければ、



父の病、遂にいえたり。

後此の事、官にきこえて、あつき褒賞をたまはりき。

父母には、孝養をつくせ。

(童子訓)

第八課 友愛 (二)

兄弟姉妹は、同じ父母より分れたれば、親愛の情のあつきこと、之に過ぎたるはなし。

されば、互に、心を一にし、力をあはせて、苦樂

とともにし、相たすけて、幸多からんことをはかるべきなり。

第九課 友愛 (三)

備後の福山に、ふでといへる女ありき。父母は、はやく、みまかり、兄は、つみなくて、ひとつやにつながれたらば、年、十八歳にして、よるべなき身となりぬ。

ふで、いたくなげき悲みけるが、かくてある



べきにあらずとて、こ
とし、十四歳になれる
妹とめをはげまして、
共に野にいで、耕作
をつとめき。

すゑの妹のみかとい
へるは年、いまだ十歳
なりしが、いさゝかな

りとも、姉のたすけをせばやと、家に居て、を
をうみ、糸をつむぎなどせり。

かくて、耕作のいとまには、相たすけて、機を
おり、衣服をとゝのへては、兄の許におくり、
三人ともに、家業をはげみて、もつましく、日
を送りけり。

兄弟姉妹は、もつましくすべし。(童子訓)

夫婦は、相和し相助けて、たがひに、へだてを
おくべからず。

殊に、女は、貞實にして、和順をむねとし、かたく、
みさきをまもり、且禮儀をつゝして、たちのものいひともに、靜なるべし。

第十一課 和順 (三)

松平定信は、白川の城主なり。初、田安家より
入りて、松平家をつぎける時、夫人峰姫、容色



よからざりけれ
れば、なからひ
もいかゞあら
んと、養父母は、
心をいためた
り。
さるを、定信、い
さゝかも、意と

せず。先、女の心得べきことゝもを、一々書きつけて、夫人に與へ、なほ、裁縫、機織は、ゆるかせにすまじきわざなりとて、之をはげましけり。

峰姫も、亦、怜俐にして、能く、定信の心にしたがひ、誠をつくして事へしかば、夫婦相和して、いともつましかりき。

夫に對するには、顏色言葉づかひを懲懃

にし、へりくだりて、和順なるべし。(女大學)

第十二課 信義 (二)

朋友と交るには、信義を主とすべし。若、心得たがひあらば、諫めあひ、又、難儀なる事をば、互に、救ひたすけ、何事も、親切にして、偽なく、たのもしくするを、信といふなり。(貞文家訓)

第十三課 信義 (三)

細井平洲は、もと尾張の人なるが、後、江戸に

移り住めり。

時に、小河寛、飛鳥淵といへる二人の朋友、遠國よりたより來たるを、平洲、こゝろよくひきうけて、我が家に住はせけり。

かくて、數年の間、共に、むつましく、日をおくりければ、近隣の人々は、ひとへに、兄弟なりと思ひて、其の親しきに、感じ合へり。

後ほどへて、寛みまかりぬれば、平洲、其の子



を養育して、尾州藩の儒官にすゝめ、淵、また、ついで歿りければ、其の娘を養ひて、良家にとつがしめき。

信實は、人に交る道なり。

(五常訓)

第十四課 恭儉 (二)

身を保ち家を治めんには、恭と、儉とをむねとすべし。恭とは、心につゝしみありて、萬事になほざりならぬをいひ、儉とは、行つゝまやかにして、財用、みだりならざるをいふ。

恭なれば、わざはひに遠かり、儉なれば、うれへをさくるを得べし。

第十五課 恭儉 (三)

上杉治憲は、米澤の城主なり。深く、學問を好み、細井平洲を迎へて師とせり。かくて、講筵には、わが身分高けれども、必、弟子の列に就きて、教を受くるを常としけり。

又、平生、儉約をむねとして、おごりをつゝしみ、衣服は、木綿にのみ限り、日々の膳部にも、

一汁一菜の外は、そへざりき。

人を敬ふは禮なり。

(貝原益軒)

儉は、以て、身を保つべし。

第十六課 博愛 (二)

博愛とは、ひろく、なさけをかけて、人に愛を施すをいふ。

さて、人には、おのづから、親疎の別あるべければ、先わが親しきものよりはじめて、ひろく、他人に及ぼすべきなり。

第十七課 博愛 (三)



青木善七は、人をあはれむ心ふかくして、ひろく恵をほどこせり。慶應二年の頃、人の急を救はんが爲にとて、村役場に、金八十兩

を預けおき、極てひくき利子をもて、これを貧しき人々に貸しめたへき。

かくて、この利子をも併せて、積みおきけるに、後には、數百兩となりしかば、善七、又、これを一村の共有金として、貧窮の人々をすくふべき資本に充てけり。

村上天皇大御言

恵は、仁の本なり。

(本朝文粹)

第十八課 崇師

師は、人たるべき道をさとし、また、學業をさづけ給へば、君父とひとしく尊むべし。

およそ、師なくては、道を悟る事、難かるべし。

若、理にうとく、道にくらくして、行正しからざらんには、身をほろぼし、家をやぶり、終には、父母をも辱めて、世に立ち難きに至らん。

師に事へては、たとひ、わか位高かりとも、たかぶるべからず。ひたすら、尊み敬ひて、重んずべし。

(童子訓)

第十九課 修學 (二)

人と生れては、貴きも賤しきも、必ずべきは、學問なり。學問せずば、我が身に生れつきたる善あるをも、得知らず、他の人の徳あるをも、得辨へず、今昔の世のさまにもくらくして、人たる面目を保ちがたからん。(真木和泉)

女子も、また、をさなきより、ふみよみ、ものかくことなどを學びて、怠るべからず。これら

のわざ、人におくれぬれば、愚にして、もの、わきまへもすくなく、よろづの用にかくること多かるべし。

第二十課 修學 (三)

(佐久間象山)

熊澤藩山、若かりしころ、京都に上りて、ある旅宿にやどれり。

時に、隣室に、二人の客ありて、物語しけるは、「予、さきに、旅中、つかれて、馬をやとひしことありき。其の夜、ねざめて、ふと、鞍シラの上に、主人の金子二百兩をおきわすれしことを心づ

き、如何はせんと案じ煩ひぬれど、せんすべ
もなし。今は、死にて、過を謝せんと思ひ定め
つる折しも、戸をたゞく者あり。誰かと見れ
ば、かの馬子、たづね来て、これを還さんとす
るなりけり。予、喜に堪へず、直に、金子十五兩
をとり出で、報いんとするに、馬子は、おし
かへして、「只、夜なかに來つれば、そが賃、二百
文をたまはらん」といふ。なほしふれば、馬子、
容を正して、「これ受けなば、わが里の藤樹先



生の教にそむかん。我、賤しきわざをして、日を送れども、故なくては、人の財を受けず」とて、立ち歸りぬ。今の世には、稀なることよといひあへり。

藩山、かげながら、之をきゝて、ひたすら、藤樹先生の徳を慕ひ、直に、其の許に到り、師とたのみて、學を修め、業成りて後、岡山の藩に仕へて、大なる功績を立てたりき。

學問の要は、徳を成すにあり。

(澁井太室)

第二十一課 習業 (二)

人は、幼少より、各、分に應じて、業を習ふべし。これ、身をたもち、家を全うする基なり。

人の職業には、種々あれども、何れも、皆、世を利し、國を益し、互に、相倚り、相助けて、生を營むべき道ならざるはなし。

されば、職業には、貴賤の別なし。たゞ、人、各、職をつとめて、わが本分を全うするを以て貴しとす。

第二十二課 習業 (三)

三十四

園源助は、京都の人なり。家世々、舞樂を業とせり。をさなかりしころ、謡曲を習へども、藝能拙かりければ、父久兵衛『かくては、終に、わが業をつぎうべしともおもはれず。何にても、汝が好むわざを學べ』とて、家を逐ひ出だせり。

されど、源助、如何にもして、家業をつがんものをと、この後は、常に、瀧の下に到りて、聲ふ

りたてゝ、只管、謡を習へり。



初のほどは、
水音にまぎ
れて、我と、わ
が聲もきこ
えぬばかり
なりけるが、
屈せずして、
修練をつみしかば、三年の後には、聲漸、高ら

かになり、節も、亦、よくとのふに至れり。

源助、乃、家に歸りて、父に謝し、後、遂に、業をつぐを得て、家門、日に月に繁榮したりき。

人は、心を專にして、只管、事を勵みなば、必、上手の名顯るべし。

(倭論語)

第二十三課 智能 (二)

人は、智をみがきて、才能を長ぜしむべし。智あれば、行ふべき道にたがはず、事に處して、まどはず、明に、是非善惡をわきまへ得て、過

なきを得べし。若、智なからんには、天地に、日月なく、暗夜に、燈なく、また、めしひの、杖を失ひて、路をたどらんが如くなるべし。足すくやかなりとも、道を見ずしては、いかでか、遠きに到ることを得ん。

(五常訓抄)

第二十四課 智能 (三)

二宮尊徳は、相模の人なり。幼くて、父母をうしなひ、辛苦の中の人となりき。性、誠實怜惻にして、専、心を耕作の事に注ぎ、常に、困窮の

人を救ふを樂としけり。

嘗、天保の大饑饉の年、夏の頃、尊徳、野州宇都宮にありけるが、ふと、茄子を食ひて、味のはやく老熟したるをあやしみ、心をとめて、あたりの草木を見れば、葉は、秋のさまながら、たゞ、根のみは、勢よかりけるに、とく、變災あらんことを察し、わが預れる郡内の者どもをして、ことごとく、稻をぬきとりて、芋、大根等の類を栽ゑしめたり。

この秋、果して、米穀のみのらずして、世、おほかた、饑饉となりしかども、この郡内のみは、芋をもて、わづかに、饑を免るゝを得たりき。

遠く慮るものは、必、細事をゆるかせにせず。

第二十五課 德器 (二)

人は、常に、徳を養ふことを主とすべし。徳とは、生れながらにそなはれる善良の心をもととして、行正しく、よろづ、道にかなへるを

(佐藤 埋)

いふなり。もし、徳なくば、いかばかり、才智ありとも、かひなからん。

之をやしなはんには、まづ、勇をもねとし、己に克ちて、義を守り、方正にして、剛毅なるべし。

第二十六課 德器 (二)

加藤清正は、誠實、剛毅なる武將なりき。關が原の戦の後、諸侯、豊臣氏の舊恩を忘れて、徳川家康に阿オモネりつくもの多かりしを、ひとり

清正は、豊臣秀頼を護モり立て、徳川の威勢には屈せざりき。

このとき、家康、使を、清正の許に遣して、『その長髯を削りおとし、大阪の邸を毀ち、江戸の往復に、兵士を多く隨ふるを止めよ』といはしめけるに、清正、これに答へて、『髯なくては、戎服を着て、面の居合よからず。大阪の邸は、豊臣氏の舊を忘れざらんが爲なり。また、江戸の往復に、従兵多きは、萬一を慮りてなり』

といひて、したがはざりきとぞ。

清正、又、常に、意を領内の民業に注ぎて、専、土木水利等に、心を盡しけり。

大山はよしくづるともますらをの

たてし心を何うごくべき（平田延胤）

第二十七課 德器（三）

徳を養はんには、仁をむねとすべし。仁とは、あはれぬめぐむ心篤きをいふなり。先、親を親むよりはじめて、人を愛し、弱きをたすけ、

貧しきを救ひ、おろかなるものを教へみちびき、よこしまなるものを、正しきに歸せしめ、專、誠をむねとして、世に交るべし。

第二十八課 德器（四）

中江藤樹は、近江の人なり。幼より、學を好み、をこたらず勉め勵みて、遂に、すぐれたる人となれり。

常に、人を集め、道を説きて、懇にをしへ導き、自行を先として、貧をめぐみ、孤をあはれみ、

恩をほどこし、徳を積むこと、いさゝかも怠らざりければ、一郷、こそぐく、これに化して、人皆、近江聖人とあがめけり。

嘗、京都に上らんとて、途すがら、轎カツの中にて、人たる道を説きける

に、轎夫、ゆくく、之をきく、感動して、涙にむせびけり。又、ある夜、盜賊、路にたらふたがりて、物を奪はんとしけるが、其の、藤樹なるをさとり、いたく恥ぢて、罪を謝し、過を悔いて、つひに、良民となれり。

藤樹又まかりて後、ある人、其が墓に詣でんとて、其の里に到り、道を農夫に問ひけるに、農夫、即、鍬をして、家に入り、禮服を着けて、之を導き、墓に詣りて、まめくしく掃ひき



よめ、崇敬、おろそかならざりければ、この人、いたく、これに感じ、且、一郷、皆、かく慕ひ尊まざるはなしときて、いよく感奮し、恭しく拜して去りき。

徳は、天地の如く大なるべし。 (貝原篤信)

第二十九課 公益

人は、互に相助けて、世に立つべきものなれば、己が業をいとなみつゝ、尚、世の爲をも圖るべし。

およそ、學を修め、業を習ひて、智徳を養ふは、獨身を立て、家をおこさんがあらざす。かねて、世を利し、國を益して、ひろく、人と樂をともにし、御代の榮をはからんが爲なれば、誰も、皆、公共の福祉をおこさんことを勵むべきなり。

人の害をのぞき、世の利益をおこすべし。

(貝原益軒)

與三兵衛は、伊勢國の人にて、常に農事を業
としけり。もとより、家族多くして、いと貧し
かりけれども、年貢は、必、年毎に、人に先だら
て納め、數年の間、一度だも、官の督促を受け
しことなかりき。されば、名主、奇特なりとて
之をほめけるに、與三兵衛いへるやう、『我等、
かく、安樂に日を送るを得るは、皆、是、君の御
恵なり。君は、恰、親の如く、民は子の如し。子と
して、親をやしなはんは、當然なり。然るを、今、

民として、年貢を怠らんに、不忠これより甚
しきはなからん。我、常に、之を心にしめて、秋
毎に、必、先、納むべき米を選びおき、さて、其の
餘を、我が用とするなり』といひしかば、聞く
者、感ぜざるはなかりけり。

およそ、租税を納むべきは、臣民のかくまじ
き務なり。皇室の尊嚴をまもり奉り、國家
の繁榮を圖らんには、必、國費を要すべけれ
ば、各、皆、職業をはげみて、この用を奉るべき

なり。

第三十一課 遵法

畏かれども、天皇陛下は、安らかに世を治め給はん大御心より、憲法を立て給ひ、又、種種の法令を定め給ひて、臣民をして、おもむくべき方をしらしめ給へり。されば、この國法に遵ひ奉らんは、上下貴賤によりて、差別あるべからず。ひとしく、之を重んじて、かたく守り奉るべきなり。

法令は、謹みて、之を守り、必、犯すこと勿れ。

(童子訓)

第三十二課 奉公

谷村計介は、日向の人なり。明治十年、賊兵、熊本鎮臺をかこみける時、司令長官の使命を帶びて、ひそかに、圍をのがれ出でたり。

時に、賊兵、途にふさがりて、たやすく通ひがたかりければ、計介、身にすゝをぬり、ぼろを着け、晝はいね、夜はゆき、或は、山を越え、或は、



谷をわたり、しばく、賊兵に捕へられしが、
其の度毎に、縄をのがれ、辛うじて、官軍の本
營に達し、遂に、よく、使命をはたせり。

熊部幸作も、また、熊本鎮臺の兵卒なりき。明
治九年、神風黨の亂に、賊兵、聯隊旗を奪ひて
にげ去らんとしけるを、幸作見て、大に憤り、
徒手、これを奪ひかへして、遂に、軍旗をけが
さゝりけり。

我が國の臣民たる者は、一旦、緩急あらんに

は、皆、かゝる人々の如く、義勇の心をおこして、祖先にはぢざらんことを期し、身を顧みずして、只管、君國の御爲に盡すべきなり。

海ゆかば 水づくかばね 山ゆかば
草むすかばね 大きみの へにこそ死

なめ

(大伴家持)

第三十三課 一徳 (二)

この又國は、もと、皇室を本として、子孫臣民、漸繁殖したる國なれば、天皇陛下の君

臨ましますは、あたかも、一家の父母の如く、
臣民は、すなはち、子の如し。

されば、子たらんものゝ、父母のこゝろのままに事ふるが如く、臣民たらん者は、皆、心を一にして、陛下の大御心のまにく、ひとへに敬ひつかへ奉るべきなり。この故に、聖諭にも、咸、其の徳を一にせんことを庶幾ふとは、のりたまへるなるべし。

第三十四課 一徳 (三)

松平信綱は、徳川家光に仕へて、幼より、奉公の志篤かりけり。家光、將軍となりて後も、重く用ゐられけるが、身を終ふるまで、一すぢに、心を盡して、おこたらざりき。かくて、病重りて、死なんとしける時、親しき人々、枕邊にありて、「御身、常に、後生のことをば、つゆばかりも、心にかけ給はぬを、こたびの病、いといとおもげなれば、今は、萬事をすてゝ、念佛したまへ」とすゝめけるに、信綱、「我、主公の限な



き御恩をうけながら、いまだ、萬分の一をも報ゆるを得ず。かくて死なんは、この上もなき遺憾なり。いかでか、念佛を唱ふる遑むとあるべき。私は、御奉公御奉公とこそ唱へめといひて、いまはの折までも、かく、主を思ふこと深かりけり。

雄略天皇大御言

義は、君臣にして、情は、父子を兼ねたり。

(日本書紀)

第三十五課 聖諭 (二)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

天皇陛下の、ひろく萬民をさとし給へる、この大御言の御旨をおし奉るに、我が 皇祖の神々は、申すも更なり、歴代の 皇上は、天地わかれし初より、この國土ををさめ成し

給ひて、いよく榮ゆくべき基を立て給
ひ、なほ、代々、かぎりなき御めぐみを垂れさせたまへるは、いとも深く厚き御事なり。
さて、我が臣民も、大御恵を蒙りて、祖先以來、
いつの世にも、ひたすら、忠孝を勵み、ことごとく、心を一にして、かりそめにも、この大道をはなれず、一筋に、大君に仕へまつりしは、これ、我が國體の、此の上もなく美しく善きありさまで。されば、この後も、ながく、この

よき風を傳へ、基をこゝに立て、子孫を教へ導けと宣へるなるべし。

第三十六課 聖諭（三）

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

この御こゝろは、爾等臣民、専誠の心をむねとして、親に事へては、孝行をつくし、兄弟は

長幼の序を守りて、互に相信愛し、夫婦の間は、禮を失はずして、共に相睦み、朋友の交には、信義をつくしあひて、人倫の道を、正しくふみ行ひ、なほ、吾が身持をつゝし、質素を旨として、輕々しく、うはへにながれず、まづ、一族知人よりはじめて、力の及ばんかぎりは、博く、世の人の災厄をもたすけ救ひて、只管、慈悲の行をせよ。又、學問技藝ををさめ、智慧才能をみがきて、人たる面目を保て。かく

て、まことの心、内にみちく、才智藝能すぐれたらん人となれと宣へるなるべし。

第三十七課 聖諭（三）

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ
國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以
テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ
獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

この御こゝろは、人倫の道を、正しくふみ行

ひ、才智藝能たけたらんには、獨、我が身、我が家のことのみに止まらず、かねて、ひろく、世の爲をもはかり、多くの人々をも益することをせよ。これぞ、人たる面目なる。さて、また、各、ひとしく、國法を守らんは、國家安寧の基なれば、只管に、國の掟に遵ひ奉りて、犯さ、らんこそ、まことに、國家の良民なれ。もし、又、不慮の變あらんには、各、本分を守り、我が身をかへりみず、額には、矢は立つとも、背には

立てじと、勇み進みて、國の御楯となれ。安けき御代にも、波風あらき時にも、かく、一途につとめはげみて、この、天地とともに、窮なきスメミヤミコト皇孫命の天日嗣の御榮をたすけまつれ。かくてこそ、まことに、朕が親愛撫育する大日本國の忠臣なれ。又、一つには、幾千萬年來、まめやかに仕へ奉りし汝等が祖先の心にもかなひ、おやの遺せるよき風を、ます／＼彰せる孝子にこそあれ。これ、忠孝二つながら

全きものぞと宣へるならん。

第三十八課 聖諭 (四)

斯道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ
謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト
俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ
廉幾フ

この御ことろは忠孝を本として至善を備
へ盡したるこのよき道はまことに我が

皇祖 皇宗のはじめたまひて遠く萬世に
遺し垂れたまへる御をしへにて子孫たら
んものゝ何時のさきまでも遵ひまもるべき
道ぞ。古と今と時こそかはれ人としてこの
の道に遵ひるべきことはがはることなし。
又我が國の内は更なり世界のはてとい
ふはてまで施き及ぼせども何處とてさは
りはあるべからず實に比もなく高く廣く
大なる道ぞ。あはれ朕も汝等臣民と共にわ

が 皇祖皇宗の遺したまへるこの大道を、
かしこみつゝしみてまもり行はんにおよ
そ、この皇國の土に生れたらんものは、君臣
上下ことぐく、この一すぢの御教にした
がひて、ひたすら、違はざらんことこそねが
はしけれ。これぞ、朕が御心なるとのりたま
へるなるべし。實に、かぎりなく尊き大御言
にこそ。

高等小學修身書卷之一終

(高等小學修身書卷之二)

明治三十二年一月十四日印
明治三十二年一月十七日發行
明治三十二年二月廿四日訂正再版印刷
明治三十二年二月廿八日訂正再版發行
明治三十三年十月十二日修正三版印刷
明治三十三年十月十五日修正三版發行

書定價	
卷ノ一	金十七錢
卷ノ二	金二十錢
卷ノ三	金二十三錢
卷ノ四	金二十六錢
全四冊	金八十六錢

著

君伯爵東久世通禧

株式會社

光

本

東

京

市

村

町

市

麻

布

丁

目

京

橋

一

丁

市

京

橋

八

區

番

築

地

西

澤

乙

助

本

東

京

市

京

橋

一

區

番

築

地

河

本

龜

二

助

一

丁

目

京

橋

八

區

番

築

地



印 刷 者
代 表 者
著 行 者

